

第 86 号



日本船員厚生協会

ナビオス横浜

様

このたびは、東北地方太平洋沖地震被災救難所への義援金を
いただき厚くお礼申し上げます。

このご芳志は、ご趣旨にそうよう有意義に使わせていただきます。

受 領 証

¥ 250,625.-

但 震災義援金として

この領収証記載の金額は法人税法第37条第4項
の規定に基づく寄附金に該当します。

上記のとおり領収致しました

平成 23年 7月 15日

公益社団法人 日本水難救済会
会 長 相 原



〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目5番地
海事センタービル
電話 03-3222-8066

ナビオス横浜が東日本大震災で被災した救難所等に対する義援金に協力されました

神奈川県横浜市中区のみなとみらい21地区に所在する財団法人日本船員厚生協会の横浜国際船員センター「ナビオス横浜」の宿泊部営業企画担当支配人「土橋潤一」氏は、平成23年7月15日、公益社団法人日本水難救済会を訪問し、「ナビオス横浜」で募った東日本大震災で被災した救難所等に対する義援金250,625円を寄附されました。

「ナビオス横浜」では、震災が発生した3月11日から6月末までの間、宿泊プランに宿泊代の20パーセントが被災した水難救済会の救難所・支所に対する義援金に充てられる「震災チャリティープラン」を設けたほか、フロントカウンターに義援金の箱を設置し、義援金に協力されました。



日本水難救済会上岡常務理事に義援金を手渡す土橋支配人（右）。